# 高知県新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要

平成25年11月 高知県

# 行動計画の主なポイント

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく初の行動計画。
- 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針や県が実施する措置等を示す。
- 発生した感染症の病原性が高い場合や低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- 市町村の行動計画や指定地方公共機関の業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を示す。

- 新型インフルエン ザ等に対する体制
- 2. まん延防止
- 3. 予防接種
- 4. 新感染症
- 5. 留意事項

- 従来の行動計画(平成24年3月改定 新型インフルエンザ対策行動計画) との主な変更点
  - ◇ 県庁における推進体制の再整理
  - ◇ 「指定(地方)公共機関」を新たに規定
  - ◇ 特措法に盛り込まれている「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」等各種の措置の運用等を新たに記載
  - ◇ 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
  - ◇ 法定化された施設の使用制限の要請等について規定
  - ◇ 法定化された予防接種(特定接種、住民接種)について新たに規定
  - ◇ 行動計画の対象を新感染症に拡大「新型インフルエンザ等感染症」(感染症法第6条第7項)及び

「新感染症」(感染症法第6条第9項)※全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定

- ◇ 基本的人権の尊重について記載を充実
- ◇ 記録の保存について新たに規定

# 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本方針

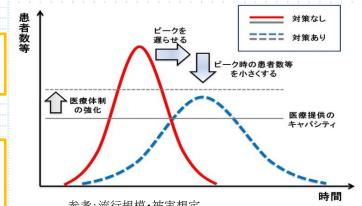
## 県民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる。

## 対策の目的

- 破感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- → 県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 対策の基本的な考え方

- (新) 対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。
- 総合的・効果的に組み合わせて一連の流れをもったバランスのと れた戦略を目指す。
- 破発生している感染症の特徴等を踏まえ、行動計画等で記載するも ののうちから、実施すべき対策を選択して決定する。



参考:流行規模:被害想定

- ○発病率全人口の約25%
- ○医療機関受診患者数1,300万人~2,500万人
- ○死亡者数17万人~64万人
- ○従業員の欠勤最大40%程度(ピーク時の約2週間)

## 行動計画の主要6項目

#### 実施体制

国、県、市町村 等を挙げての 体制強化

#### サーベイランス 情報収集

発生段階に応 じたサーベイラ ンスの実施

#### 情報提供 共有

一元的な情報 発信、県民への 分かりやすい情 報提供

#### 予防 まん延防止

流行のピークを できるだけ遅ら せ体制の整備 を図る

#### 医療

効率的、効果的 に医療を提供し、 健康被害を最 小限にとどめる

#### 県民生活及び経 済の安定の確保

県民生活及び 経済への影響 を最小限にとど める

## 対策実施上の留意点

- 新 基本的人権の尊重
- 新 関係機関相互の連携協力の確保

危機管理としての特措法の性格



記録の作成・保存

# 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

(特措法第15~26条、34~37条)

- O 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体(県、市町村)に対策本部を設置。
- **国及び県は新型インフルエンザ等の発生時に設置。**【政府対策本部設置後は、海外発生期(国内未発生)でも47都道府県で設置。県は、政府対策本部設置以前でも任意設置可(法律に基づく対策本部ではない)。】
- **市町村は緊急事態宣言以降に設置**【宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策 推進のために設置。それ以前の時点での任意設置も可(法律に基づく対策本部ではない)。】

## 政府対策本部(閣議決定)

指定行政機関、地方公共団体、指定公 共機関が、基本的対処方針に基づき実 施する新型インフルエンザ等対策を総合 的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関す る総合調整等

政府対策本部長 (内閣総理大臣)

政府対策副本部長 (国務大臣)

政府対策本部員 (本部長・副本部長以外の全国務大臣)

#### 県対策本部

県、市町村、指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 県内の新型インフルエンザ等対策 に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員 派遣要請

高知県対策本部長 (高知県知事)

高知県対策副本部長 (本部員から知事が指名)

高知県対策本部員 (副知事、教育長、警察本部長、知事に任命 された県職員)

#### 市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ 等対策を総合的に推進

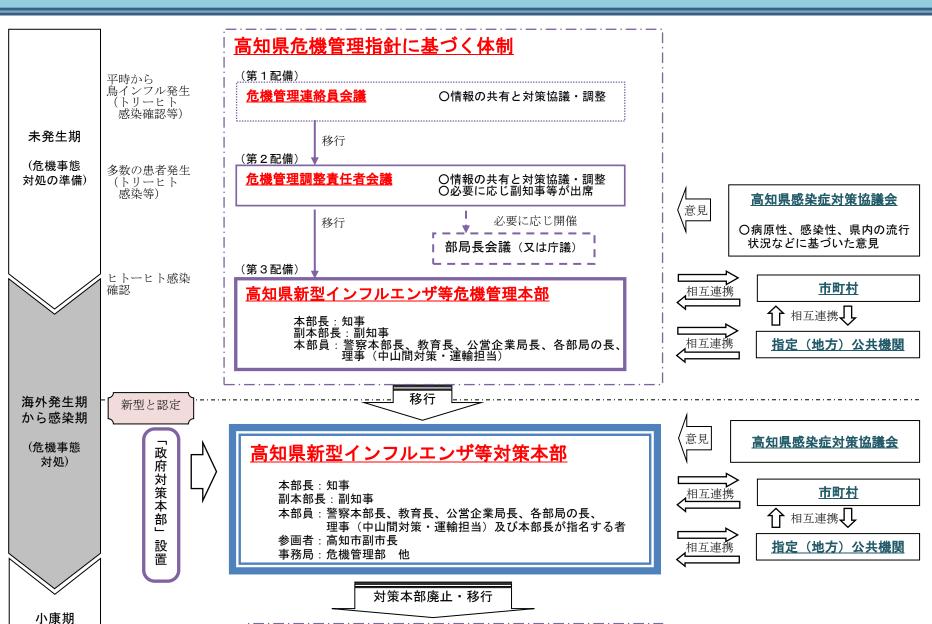
○ 市町村内の新型インフルエンザ等 対策に関する総合調整等

> 市町村対策本部長 (市町村長)

市町村対策副本部長 (本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員 (副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

# 新型インフルエンザ等対策の実施に係る高知県の体制について



(第1配備)

高知県危機管理指針に基づく体制

# 指定(地方)公共機関について

## 行政機関だけでは新型インフルエンザ 等対策の適確な実施は困難



指定(地方)公共機関を新たに指定し、 実施体制を強化

## 指定公共機関(特措法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの(国が指定)

#### 指定地方公共機関(特措法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

#### 指定(地方)公共機関の業種

医療関係

感染症指定医療機関、入院·外来協力医療機関、後方支援病院、医療関係団体、医薬品等製造販売業者

維 柱 会 機 係 能 電気事業者、ガス事業者、鉄道事 業者、旅客自動車運送事業者、貨 物運送事業者、航空運送事業者、 水運事業者、通信事業者、銀行、 郵便、放送事業者

#### **責務**(法第3条第5項、6項)

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施する に当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

#### 業務等

- 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表(特措法第9条)
- 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (特措法第10条)
- 都道府県対策本部長による総合調整、指示(特措法法第24条第1項、第33条第2項)

# 関係機関の責務等について(特措法第3~5条)

#### 国の責務

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体 及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢 を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及 び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

## 地方公共団体の責務

○ 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

## 指定(地方)公共機関の責務

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

国、地方公共団体並びに指定な共団体がに指定び機関及共機関及共機関及共機関を実施は対策を実施は基準を実施は基準を実施は基準を表別では、一つでは、一つでは、一つではない。

## 事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び 国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

#### 基本的人権の尊重

○ 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

# 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について(特措法第32条)

新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときは、国が、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで特措法に基づく緊急事態措置を講じることができる。

#### 1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件①に該当するものに限る。)が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件②に該当する事態

く法律要件> 新型イ 等又は新感染症国内で新型インフ 政府 対策本部 感染症法に基づく厚生労働大臣の公表 海外症例等の情報収集サーベイランスの強化(感染症法 ル の設置 のル I の所見のある者のにルエンザ等感染症の ザ (特措法第 ある者の 等 が発生 15 の患者

(**政令要件①**) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常 のインフルエンザにかかった場合に比して、相当 程度高いと認められる場合 海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

(政令要件②) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件

①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合

or

②上記①の場合のほか、患者等が不特定多数の者に対して感染させる行動をとっていた場合、その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、 その結果に基づき、基本的対処方針等 諮問委員会で判断。

②のケースであっても、早期の行政的な 介入が必要。

#### 2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

- ○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間(2年を超えない期間。ただし、1年延長可能)
- ○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
- ○新型インフルエンザ等緊急事態の概要

# 緊急事態宣言がされている場合の措置等について

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、 必要な場合等に以下のような措置を講じる。

#### 実施体制

- 県は、必要に応じて、県対策本部を開催し、対応方針を協議・決定する。
- 市町村は、速やかに市町村対策本部を設置する。

#### 予防・まん延防止

- 県は、住民に対し、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- 県は、学校、保育所に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。
- 県は、学校、保育所以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底又は施設の使用制限の要請を行う。
- 市町村は、基本的対処方針の変更を踏まえ、住民に対する臨時の予防接種を実施する。

#### 医療

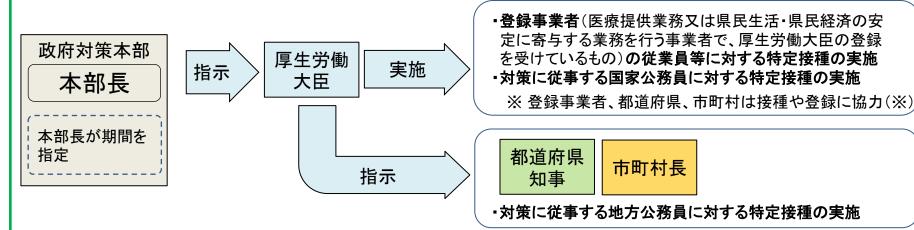
- 県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者に対し、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
- 県は、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、必要に応じ、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

## 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 指定(地方)公共機関は、業務計画に定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をすると ともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 予防接種について(特措法第28条、46条)

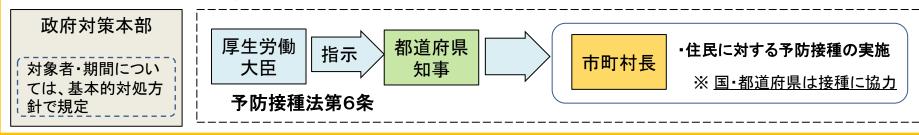
- 法定化された特定事業者への「特定接種」と住民への「住民接種」を新たに追加。
- 特定接種 (対象...登録事業者の従業員等)
  - ※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、 ワクチンの流通管理などについては、**実質的には都道府県や市町村が実施**。

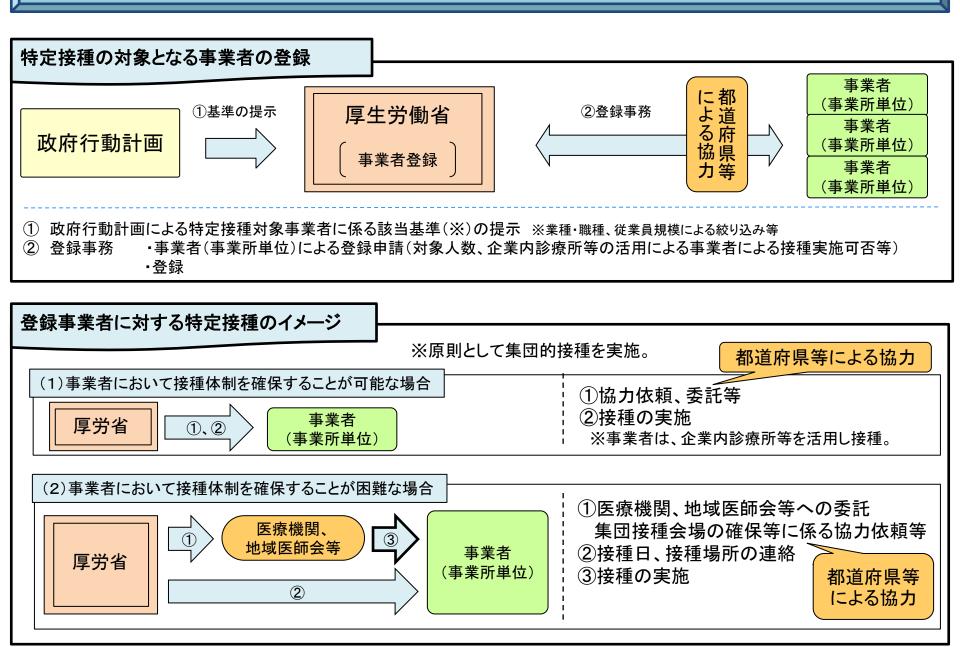
#### ● 住民接種 (対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種

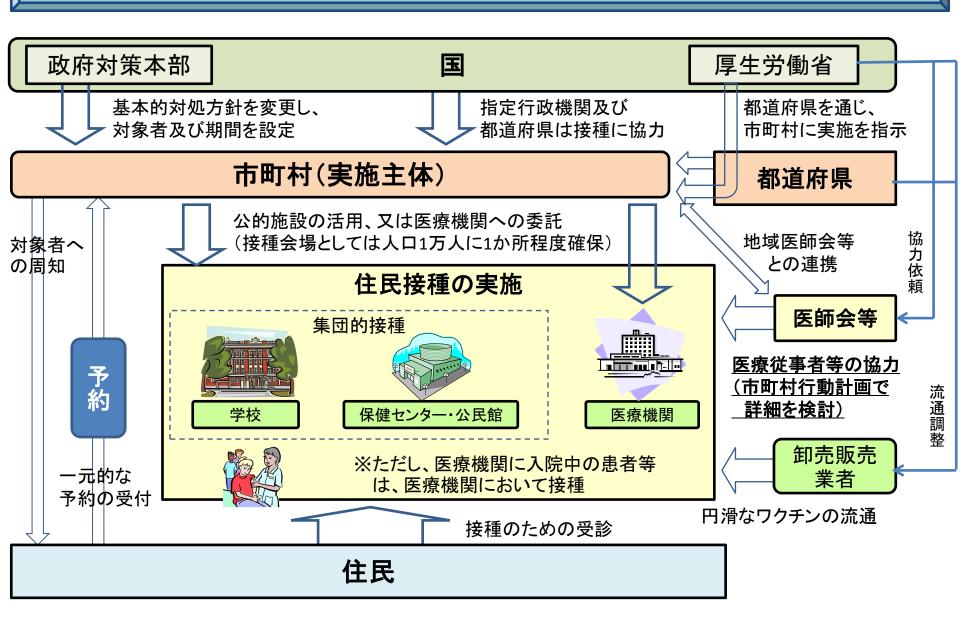


- ※ 特定接種及び住民接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。
- ※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

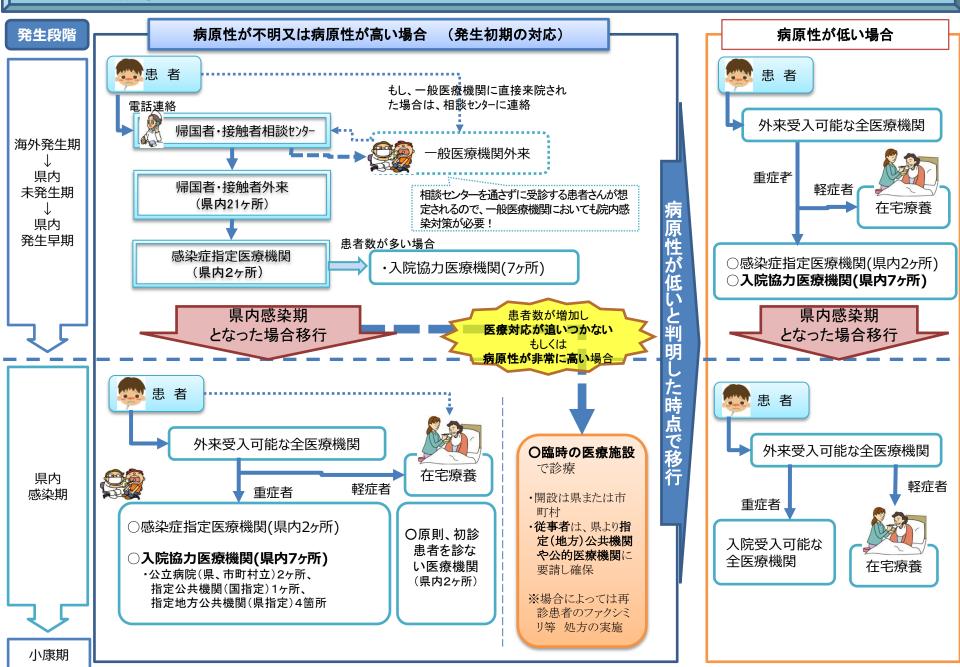
# 特定接種について(登録の流れと接種のイメージ)



# 住民接種について(接種体制の概要)



# 医療体制について (発生段階別の一般的な患者さんの受診等の流れ)



# 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
考 対 え 方	・事前の準備	・県内発生をできる限り遅らせる ・県内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施・感染拡大に備えた体制整備	<ul><li>対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更</li><li>必要なライフライン等の事業活動を継続</li></ul>	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
<b>*</b>	国、県、市町村等を挙げての体制強化				
実施体制	・行動計画の作成	県対策本部の設置	<b>★緊急事態宣言が出された場合は、市町村対策本部の設置</b>		
	・訓練の実施	・基本的対処方針の決定	・必要に応じて現地対策本部を設 置	・基本的対処方針の変更	・基本的対処方針の見直し
情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施				
		・国との連携による情報収集	患者の全数把握	入院患者、死亡者の状況把握	
		・国内発生に備えたサーベイラ ンス体制の強化	・患者の臨床情報把握	学校等における集団発生の把握	
<sup>本</sup> え		6 × 11 101 × 024 1 0			
情 共有 供·	一元的な情報発信、県民への分かりやすい情報提供				
	・感染症等に関す る情報提供	・海外での発生状況情報提供	相談窓口等の充実・強化、県民へ	の情報発信の強化	・情報提供のあり方の見直し
予防・まん延防	流行のピークをできるだけ遅らせ体制の整備を図る				
	・ワクチン接種体制	水際対策の実施	住民等に対する手洗い、咳エチケ	ット等の勧奨	
	の整備	特定接種の準備・実施	住民接種の準	····································	
防止			★不要不急の外出の自	粛要請、学校等の施設の使用制限	
	効率的、効果的に	医療を提供し、健康被害を最小阪	限にとどめる		
医療	・地域医療体制の	「帰国者接触者外来・相談センター」の設置 状況		に応じて一般医療機関における診療(	の開始
	整備 ・抗インフルエンザ	・国内発生に備えた医療体制整		・備蓄抗インフルエンザ薬の使用	・抗インフルエンザ薬の備蓄(補
	薬の備蓄	備	★臨	時の医療施設の設置	充)
経済の安定	県民生活、県民経	済への影響を最小限にとどめる			
		・職場における感染対策の準備	消費者の適切な行動の呼びかけ、	事業者の買占め等生じないよう要請	
		・事業継続に向けた準備	★緊急物資の輸送、生活	5関連物資等の価格安定の措置	
作 .	(注)段階はあくまで目!	安として、必要な対策を柔軟に選択し実施 <sup>。</sup>	する。 ★は緊急事態宣言が出された場合	↑のみ必要に応じて実施する措置	

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

★は緊急事態宣言が出された場合のみ必要に応じて実施する措置